

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について  
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第30条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは」を「又は虚偽の届出をしたときは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、規定の整備をする必要による。